

大使館便り

第218号 令和3年5月10日
在ポルトガル日本国大使館

1. 牛尾大使からのご挨拶

ポルトガルでは3月中旬から始まった活動制限措置の緩和が、一部自治体を除いて、その後も計画どおりに進められております。これに伴って経済活動も漸進的に再開してきております。いわゆるロックダウン措置の最中、閉鎖的な生活を過ごさざるを得なかつた市民が、今では一定の規制はありながらもいよいよ外出ができ、季節もちょうど陽光暖かとなり、人々の表情も少し明るくなつたように感じます。しかし、人々の往来や営みが活発になると、感染状況悪化がぶり返す蓋然性があり、ポルトガル当局はワクチン接種の促進に加えて、個々人による感染予防・防護策の遵守の継続が極めて重要であると訴えております。我々も当国で暮らす良き市民として、そのように心得て過ごして参りましょう。

そうした中、5月7日・8日の両日、ポルト市にて一連のEU首脳会合が開催されました。コロナ対策は議論の中心の一つであり、既にEU人口の25%に1回目の接種が終了し、7月には成人7割に接種を行うとの目標に向け調整されている旨が確認されました。今回採択されたポルト宣言では、欧州社会権の行動計画が具体的な数値目標と共に採択されました。また、モディ印首相はバーチャル参加となりましたが、EUインド・サミットが実施されたことは、地政学的にも有意義で、大きな民主主義空間の両者がグローバルな課題も含めて協力関係の強化を謳つたことは、日本にとっても歓迎されることです。評論は様々ございますが、いずれにせよこのポルト市における両日が本年前半EU議長国を務めるポルトガルの任期中のハイライトであったことは間違ひありません。当国の友人として、ポルトガルがホストした本件サミットの成功に拍手と賛辞を送りたいと思います。

2. 政治・経済関係

(1) 段階的緩和措置の実施及び緊急事態宣言の終了

4月1日、政府は閣議を行い、3月15日に発表した緩和計画に則り、4月5日からの活動制限の緩和を決定しました。4月15日及び5月1日の緩和も計画通り実施され、商業施設を含む多くの経済活動が再開しました。4月1日の会見で、コスタ首相は「世界最悪の部類であった感染状況を、決意と忍耐をもって好転させた国民に感謝申し上げる。感染状況の指標を国全体で満たしているため、計画通り、段階的な緩和措置を実施する。一方で、一部基準を満たさない市もあり、今後の感染状況次第では、市レベルの措置を講じる可能性もある」と制限緩和措置の前進ないし後退は是々非々で臨む姿勢を示しました。

また、27日には、レベロ・デ・ソウザ大統領が関係各所からの意見を踏まえ、非常事態宣言を延長しない旨決断しました。レベロ・デ・ソウザ大統領は「緩和により接触が増え、ワクチン

が効きにくい新変異種も現れている中、我々一人一人が予防・防護に努めなければならない。もしも状況が悪化するようなことがあれば、再び非常事態宣言を発動することは厭わない。緩和が進む度、我々が負う責任は増すが、私は皆の良識と連帯を信じている。」と引き続きの感染予防を呼び掛けました。非常事態宣言の終了に伴い、5月1日より、市民保護法に基づく「災害事態宣言」に切り替わりました。

(2) シネス港入札事業の終了及びSINES 4.0プロジェクトの発表

4月6日、シネス港及びアルガルヴェ港港湾管理当局は、同港ヴァスコ・ダ・ガマ新ターミナルの建設及び管理・運営にかかる国際公開入札が応札者なく終了した旨発表しました。ジョゼ・カーショ・シネス港港湾長は「コロナ禍により国際入札にとって不利な経済状況が発生したため、応札者ゼロとなった。再入札は、マクロ経済状況が好転するかにも依存するが、それが来月にも起これば、我々は早速、新たな入札を公開する用意がある。」と、再び国際入札を実施する旨表明しました。

また、4月23日、政府は、スタートカンプス社の間で、事業規模35億ユーロに上る、シネス・メガデータセンターの設置・運用事業「SINES 4.0」の事業契約を締結しました。同事業は、メガサーバーを擁するスマートビルディング5棟を設置し、世界62カ国との接続を通じデジタルサービス及びソリューションを提供します。各棟は最大90メガワットの再生可能エネルギー由来の電力を発電し、余剰電力を近隣企業へも供給します。ポルトガル政府はデジタル化及び気候変動対策を推進しており、同事業は「国益事業」に認定されました。

(3) EUで最初の復興・強靭化計画の提出

4月16日、ポルトガル政府は、EUの復興・強靭化メカニズムに基づく、復興・強靭化計画の最終版を発表しました。同計画は、助成金139億ユーロを含む総額166億ユーロ規模の計画となり、強靭化（約111億ユーロ）、気候変動対策（約30億ユーロ）、デジタル化（約25億ユーロ）を3本の柱としています。

また、4月22日、政府は同計画をEU全加盟国の中で最初に欧州委員会へ提出しました。フアン・デア・ライエン欧州委員長も「欧州委員会に正式に提出された初の復興・強靭化計画である、ポルトガルの計画を歓迎する。強靭化、気候変動対策、デジタル化に焦点を当て、ほぼすべての欧州主要分野におけるプロジェクトを含めた、ポルトガルの計画の審査を楽しみにしている。」と提出を歓迎しました。ポルトガル政府は、ポルトガルがEU議長国である6月末までの欧州委員会による承認を期待しています。

(4) インテルカンプス社の世論調査－3月

4月19日、ジョルナル・デ・ネゴシオス紙は、インテルカンプス社が実施した世論調査結果を発表しました。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、与党・社会党（PS）の支持率は36.2%（前月比1.4ポイント減）に減少し、最大野党・社会民主党（PSD）の支持率は23.3%（同0.3ポイント減）と先月から減少しました。PSとPSDの支持率の差は12.9ポイント（前月比1.1ポイント減）に減少しました。その他主要政党では、シェーガ党

(C H) と左翼連合 (B E) 及び人と動物と自然の党 (P A N) の支持率が増加し、リベラル主導党 (I L) の支持率が減少しました。同社による最近の政党別支持率は以下のとおりです。

(政党別支持率推移)

政党	11月	12月	1月	2月	3月	4月
社会党 (PS)	37.1	38.0	38.0	37.6	37.6	36.2
社会民主 (PSD)	24.2	23.6	24.1	24.7	23.6	23.3
シェーガ党 (CH)	7.3	7.7	9.1	7.3	9.0	9.4
左翼連合 (BE)	7.7	7.3	9.1	8.2	8.3	9.4
統一民主連合 (CDU※)	4.9	5.4	5.7	5.8	5.5	5.2
リベラル主導党 (IL)	3.3	4.5	3.8	5.6	5.3	5.0
人と動物と自然の党 (PAN)	5.3	3.4	3.6	3.1	2.5	4.8
民衆党 (CDS)	4.1	3.2	2.3	2.7	2.3	3.1
自由党 (Livre)	1.8	0.9	0.2	0.7	0.7	0.4

※ポルトガル共産党 (P C P)・緑の党 (P E V) の連合

(5) 第27回イベロアメリカ首脳会議の開催

4月20日及び21日、アンドラ公国のアンドラ・ラ・ベージャで第27回イベロアメリカ首脳会議が開催されました。ポルトガルからはレベロ・デ・ソウザ大統領及びコスタ首相が出席しました。参加各国は保健・衛生、経済回復、持続可能な開発、環境保全・気候変動対策を始めとする16の特別声明を採択しました。コスタ首相は「ポルトガルのEU議長国任期中の優先事項は、チリとの友好協定の更新、メキシコとの貿易協定の締結、世界に大きな影響を与えるマルコスール経済圏とのFTAに関する保留事項の同意となる。ポルトガルのEU議長国任期中における上記の合意に向けた取り組みは、欧州の統合を深化させ、歴史及び文化的に深い絆を有するイベロアメリカを始めとする国々との二国間及び多国間の関係性を強く保証するものである。」と今後の連携の強化に向けた期待を述べました。

また、同期間中、レベロ・デ・ソウザ大統領はスペインのフェリペ6世国王及びドミニカ共和国のアビナデール大統領とそれぞれ会談を行いました。レベロ・デ・ソウザ大統領は、感染症の克服のための2国間での協力及びイベロアメリカ内での対話の促進という点で両首脳と一致しました。

(6) レベロ・デ・ソウザ大統領、革命の日式典でのスピーチ

4月25日、ポルトガルは47回目の革命記念日を迎きました。レベロ・デ・ソウザ大統領は、共和国議会での記念演説で「50歳以下のポルトガル人は帝国主義を経験しておらず、帝国主義の話に対する共感は少ないだろう。他方、50歳から55歳以上の人々にとって、帝国主義の時代は、様々な変化に見舞われ、幼少期を思い出すことは大変なことだろう。今日の視点による思考、及び往々にして想像力を働かせるのが難しい過去の視点からの思考は、今の我々の視点とは異なった方法で我々の未来を映し出すだろう。4月25日は、我々に道標を与えてくれる。

それは、失敗に対する責任を負い、我々を称える繁栄を享受すべく、多くのポルトガル人が長い日々を費やし、毎日一步ずつ歩んできたものであり、今日、結束を成し遂げ、個人及び社会の不寛容をなくす作業と同様でもある。過去も今もこれからも、完全なポルトガルも非難されるポルトガルも存在しない。我々が愛し、光と闇に加え、我々が誇るポルトガルが存在しづける。我々はポルトガルであるのだ。」と国民の結束を呼び掛けました。

3. 広報・文化関係

(イベント)

●田中紅子監督による“リスボン音頭”

現在、パンデミックの影響により実地の文化交流が難しい状況にある中、リスボン在住のアーティスト田中紅子氏の監督により、篠笛のメロディーと和太鼓のリズムに乗せて一連のリスボン風物を綴った“リスボン音頭”が完成しました。

あらためてリスボンの素晴らしい街並みを思い起こし、やがて私たちの気持ちをこの音頭にのせて、再び踊り喜びを分かち合えるようにとの思いを込めて作られました。歌詞中のフレーズは、SNS 上で「リスボンの思い出」として募集したもののもとにしています。

なお、本事業は、当館支援による在外公館文化事業（共催事業）として実施したもので、より多くの皆様にご視聴いただければ幸いです。

- ・“リスボン音頭”URL : <https://www.youtube.com/watch?v=mHJs7WEYypI>
- ・監督/作詞/映像：田中紅子
- ・作詞アドバイザー：藤原陽子
- ・作曲：朋郎（太鼓・内藤哲郎 / 篠笛・武田朋子）
- ・ポルトガルギター：Múcio Sá
- ・唄い手：菅 知子
- ・写真提供：José Manuel Costa

●第17回ポルトガル日本語教師会オンライン勉強会

ポルトガル日本語教師会では、月に一回（原則第2月曜日）、日本語教育に携わる人向けの勉強会を行っております。『日本語教師のための CEFR』を読み進め、質問・コメントを出しながら、勉強しています（CEFR とは Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment の略で、言語教育に関わるすべての人が言語学習・言語教育などに関して参照するためのガイドライン）。

ご興味のある方は是非、ご参加ください。「聞くだけ」の参加も大歓迎です。詳細はポスターをご覧ください。

—お問い合わせ: apjpjapones@gmail.com (APJP ポルトガル日本語教師会)

第17回ポルトガル日本語教師会オンライン勉強会

第4章

CEFRが考える言語能力

2021.6.14 junho 10:30-11:30

ポルトガル日本語教師会Zoomアカウント

今勉強会で読んでいるところ

6月は第4章 CEFRが考える言語能力（54ページ）

「Q.23「Can Do（～ができる）」という表現で

能力が記述されているのはなぜですか？

事前の予習は不要で、その場で当日のテキストを音読するところから始めます。

もちろん予習してくださっても構いません。下記の本を各自ご準備下さい。

本の入手が間に合わない場合には、どうぞご相談ください。

毎回参加者が交代で司会をします。「聞くだけ」の参加も歓迎です。

興味のある回だけ参加することも可能です。

今勉強会で読んでいる本

くろしお出版「日本語教師のためのCEFR」

奥村 三菜子(編集), 櫻井直子(編集), 鈴木裕子(編集)

単行本（ソフトカバー）：200ページ

出版社: くろしお出版 (2016/6/3)

言語: 日本語

ISBN-10: 4874247016 / ISBN-13: 978-4874247013

お問い合わせ：ポルトガル日本語教師会 apjpjapones@gmail.com

(お知らせ)

● 「2021年度国際ユース作文コンテスト」

公益財団法人「五井平和財団」の主催により、2021国際ユース作文コンテストが行われます。テーマ、URLは以下のとおりです。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

テーマ：「いのちって何？」

締切：2021年6月15日（火）必着

募集要項等：<https://www.goipeace.or.jp/ja/work/essay-contest/>

お問い合わせ：essay@goipeace.or.jp / +81-3-3265-2071

● 「まるごと（A1）日本語オンラインコース」のポルトガル語版自習コースの開講

国際交流基金の日本語学習サイト「みなど」に「まるごと日本語オンラインコース（A1）」の解説言語としてポルトガル語が新たに加わりました。

本コースは、インターラクティブなeラーニング教材で、コミュニケーションのための日本語（聞く、話す、読む、書く）を総合的に学ぶことができます。

下記URLをご参照ください。

URL：<https://www.fundacionjapon.es/jp/Actividades/Lengua-Japonesa/evento/222/marugoto-online-portugues>

● 広報文化班より

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jpまでご連絡下さい。

4. 領事関係

（1）新型コロナウイルス感染症について

ア 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、公共交通機関や閉鎖空間でのマスクの着用、なるべく人混みを避ける等の基本的な感染症対策につとめてください。日頃から保健総局のホームページや報道等により最新の情報を入手するようつとめてください。また、大使館ホームページにも関連情報を掲載していますのでご利用ください。

〈参考〉

ポルトガル政府ホームページ（ポルトガル語）

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保健総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ（日本語）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

イ なお、新型コロナウイルスに係る東洋人に対する風評被害（感染者であるかのごとく扱われる被害）等について、お心あたりのある方は、当館領事班へご連絡下さるようお願ひいたします。

(2) 日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

ア 現在、日本政府は、全ての入国者・再入国者及び帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国情の検査を実施しており、この措置は当分の間継続されます。4月19日からは、検疫における同検査証明の確認が一層厳格化されることになり、厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法以外による検査証明は、空港の検疫所及び航空会社により無効なものと取り扱われますので、十分ご留意ください。なお、上記検査検体及び検査方法等を確認する方法として早見表が、また、検査証明書に関するQ&Aも作成されましたのでそれ以下にリンクからご確認ください。

早見表：<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178120.pdf>

Q&A：<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178118.pdf>

イ このたび、上記検査証明書の様式が多言語化され、以下のリンクからポルトガル語版（英語併記）も利用が可能となりました。依然、任意の様式の利用も可とされていますが、その場合は、航空機への搭乗や本邦入国情の内容確認において時間がかかるほか、内容によっては搭乗が拒否されたり、検疫法に基づく入国情拒否となるおそれもありますので、極力指定の様式をご利用ください。同様式での証明が行える当国内の医療機関・検査機関のリストも当館ウェブサイトに掲載しています。

ポルトガル語/英語版検査証明書：<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178203.pdf>

医療機関・検査機関リスト：<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178283.pdf>

ウ 入国情、14日間の公共交通機関不使用並びに自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合の対応に関する誓約書の提出は引き続き求められています。

(3) 日本国の空港における税関検査上電子申告ゲートの導入

昨年、日本国内の6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）において、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが導入されました。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。ご利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードいただきますようお願いします。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

(4) 2021(令和3)年度の手数料（4月1日改定）

【旅券関係】

10年有効旅券の発給	132.00ユーロ
5年有効旅券の発給	91.00ユーロ
同（12歳未満）	50.00ユーロ
記載事項変更旅券の発給	50.00ユーロ
旅券の査証欄の増補	21.00ユーロ

帰国のための渡航書の発給 21.00ユーロ

【各種証明関係】

在留証明	10.00ユーロ
出生、婚姻、戸籍関係証明	10.00ユーロ
翻訳証明	36.00ユーロ
署名証明	14.00ユーロ
在留届出済証明	17.00ユーロ

(5) 安全の手引き

当館ホームページに掲載している「安全の手引き」を更新しました。日常の安全管理にお役立て下さい。

<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100156339.pdf>

(6) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人が急増し、このため海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事態に遭われた場合には、日本国大使館や総領事館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。

また、大規模事件・事故、テロ事件、大規模自然災害などの緊急事態発生時、「在留届」を提出いただいた方々には、安全に係る情報を提供しております。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3ヶ月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、皆様のご友人・知人で「ポルトガルに居住しているが、まだ在留届を提出していない方」がおられましたら、届出を行うようご案内下さい。

また、ポルトガル国内で転居、日本への帰国、他国への転出等、在留届の届出事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を下記領事班あてにご連絡いただきますようお願いします。

(7) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等、第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、昨今の新型コロナウィルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

登録はこちらからお願いします→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(8) 海外に住んでいても、国政選挙への投票が可能に！

在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先をご参照下さい。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

(9) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

ア あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようになるためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

イ マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できます。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(※市区町村によって手数料・サービス内容が異なります。)。また、マイナンバーカードを用いてe-Taxによる確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになる予定です。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができるようになります。2021年3月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の6割程度において使えるようになることを目指しており、また、令和5年(2023年)3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

ウ マイナンバーカードが健康保険証になれば、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

エ カードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願い申し上げます。

(10) 当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からのご意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、ご意見・ご要望等があれば、お気軽に下記領事班あてにE-mailにてご連絡下さい。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL : 21-311-0560 FAX : 21-354-3975 E-mail : consular@lb.mofa.go.jp